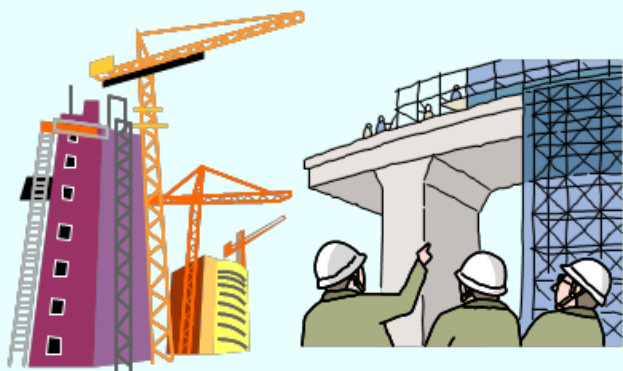


佐野市民間産業用地 整備促進条例による奨励金

産業用地の整備の促進を図り、産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的として、民間事業者が行う産業用地の整備に要する費用に対し支援制度を制定しました。（令和6年4月1日～）

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発面積が<u>5ヘクタール以上</u>であること ・ 開発事業を行う民間事業者が産業用地の開発事業に必要な許認可又は開発許可を取得していること ・ 立地する企業が市の産業振興及び雇用機会の拡大に寄与する事業であって以下に記載する業種であること
誘致対象業種	<p>総務大臣が定める日本産業分類に定める業種の分類の内、以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大分類D（建設業） ・ 大分類E（製造業） ・ 大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業） ・ 大分類G（情報通信業） ・ 大分類H（運輸業、郵便業） ・ 大分類I（卸売業、小売業） ・ 大分類K（不動産業、物品賃貸業） ・ 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） ・ 大分類M（宿泊業、飲食サービス業） ・ 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） <p>※上記の内、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬、処理又は処分に関する事業及びそれらに関連する事業を除く</p>
対象開発区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐野市都市計画マスタープランにおける<u>土地利用転換検討エリア及び土地利用調整エリア</u> ・ 地域未来投資促進法に基づき定める<u>重点促進区域</u> ・ 出流原PA周辺総合物流開発整備に関する基本構想書に基づく<u>産業新興エリア</u> <p style="text-align: right;">※裏面参照</p>
奨励金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業の面積1ヘクタール当たり1,000万円を乗じて得た額 又は ・ 造成費用の額に2分の1を乗じて得た額 <p>上記の内いずれか低い額とし、<u>5億円を限度</u>とする。</p>



お問い合わせ先

佐野市産業文化スポーツ部 企業誘致課
〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1番地

TEL : 0283-25-7031

FAX : 0283-20-3029

E-mail :

kigyo@city.sano.lg.jp

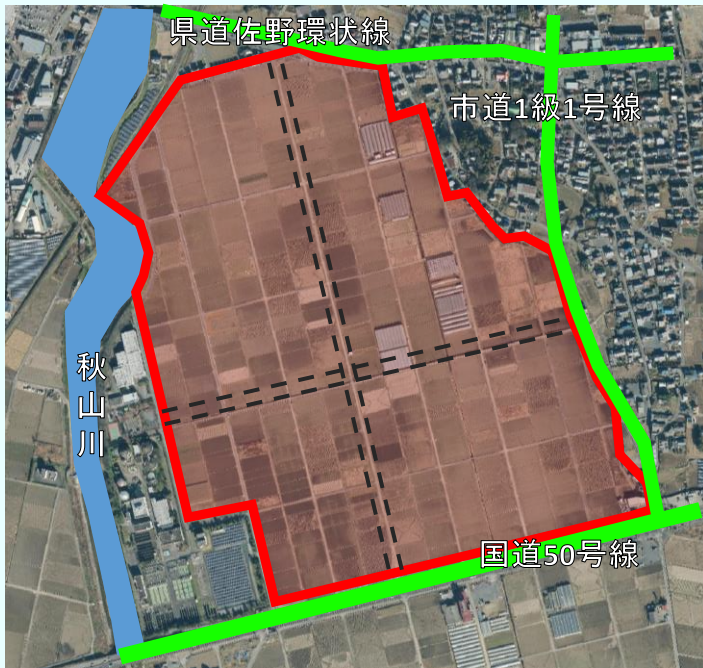
対象開発区域

・ 土地利用転換検討エリア及び土地利用調整エリア

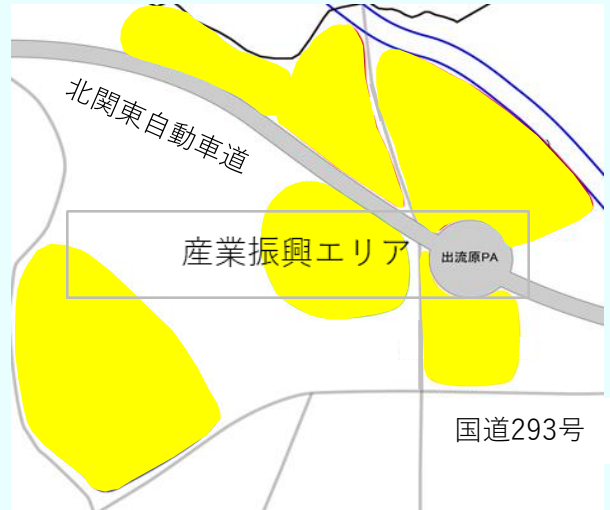
佐野市都市計画マスタープラン

URL : https://www.city.sano.lg.jp/kurashi_gyosei/shiseijoho_nyusatsu/plan/machizukuri/6864.html

・ 重点促進区域



・ 産業新興エリア



佐野市はこんなところです

北関東の交通の要衝

- ◎ 関東平野の北端・栃木県南西部
- ◎ 4つのインターチェンジ
(東北道IC+北関東道IC+スマートIC×2)
- ◎ 国道50号+国道293号
- ◎ 東京から70km圏内

安全・安心なまち

- ◎ 今後30年以内に震度6以上の地震が発生する確率が低い
- ◎ 主要活断層も未確認
- ◎ 近年降雪のない温暖な気候



※注意事項

- ・ 令和6年4月1日以降に開発許可等を取得した開発が対象となります
- ・ 開発事業に着手した日の属する年度の末日までに申請してください
- ・ 奨励金に関しましては、開発事業の着手後、造成工事完了後、建築工事着手後の3回に別けてのお支払いとなります
- ・ 開発が休止又は廃止された場合等には、奨励金の返還を求める場合がございます